

掲示期間令和元年. 5. 9～令和元年. 5. 17

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小値賀町財務規則第110条の定めるところにより公告します。

令和元年5月9日

小値賀町長 西村 久之

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：小値賀町
- (2) 事業名：しま旅コンシェルジュ事業業務委託
- (3) 履行期間：契約締結日から令和2年2月29日（土）まで
- (4) 業務概要：地域との交流を深めたい都市部住民や観光客等に対し、地域の魅力を理解してもらいながら、滞在を延ばす魅力あるメニューの造成を図り、滞在型交流観光をさらに推進しつつ、観光交流から定住へとつながる地域づくりを展開する業務を実施する。また、本町に訪れた観光客等のニーズや属性等を元にデータ分析を行い本町の観光課題を浮き彫りにし、課題解決に取り組むことで観光客等の利便性向上を図る。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として町長が定める期間を経過した者
- (3) 原則として1年以上の営業実績を有する者
- (4) この公告の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと
- (5) この公告の日から入札の期日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと
- (6) 小値賀町内に主たる事業所を有するもの者又は、契約締結日から令和2年2月29日までにおいて、主たる事業所を有する見込がある者

3 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

名称：小値賀町産業振興課 商工観光係
住所：〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1
電話：0959-56-3111 FAX：0959-56-4185 E-mail：sangyo@town.ojika.lg.jp

4 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

提出場所：小値賀町産業振興課

提出期間：令和元年5月9日（木）～令和元年5月17日（金）午前10時まで

5 入札の期日及び場所

場所：小値賀町役場2階町長室

期日：令和元年5月27日（月）14時00分

なお、提出方法については、郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法）により受領期限内必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に町の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 平成29年4月1日から入札日の前日までの間に、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するものを2件提出する場合

※「同規模」の判断は見積もった金額に応じて次の区分で提出してください。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約締結の証明を必要とします。）

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合で事前に町の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 平成29年4月1日から入札日の前日までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するものを2件提出する場合

※「同規模」の判断は見積もった金額に応じて次の区分で提出してください。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約締結の証明を必要とします。）

7 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする

8 最低制限価格

設定しない

9 落札者の決定方法

- (1) 小値賀町財務規則第111条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込をしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

10 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び小値賀町財務規則の定めるところによる。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。